解散公告

当社は、令和八年五月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥されます。

令和八年七月十六日

沖縄県那覇市牧志二丁目一七番二七号四〇一号室

エンヲデザイン合同会社

清算人　塩川　洋子

解散公告

当法人は、令和八年六月二十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十六日

沖縄県豊見城市字上田一二一番地一コーポ上田一階　特定非営利活動法人ありがとう

清算人　玉那覇美加

解散公告

当法人は、令和八年六月十九日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十六日

沖縄県南城市知念字久手堅五四一番地

一般社団法人南城市観光協会

代表清算人　知念　厚

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年六月三十日をもって、医療法第五十五条第一項第五号の定めにより解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十六日

埼玉県久喜市久喜中央二丁目七番二〇号

医療法人社団ユーアイエメリー会

清算人　鈴木　健夫

解散公告（第二回）

当法人は、社員の欠亡により、令和八年五月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年七月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十六日

東京都小金井市前原町一丁目八番一三号

医療法人社団弘歯会

清算人　粕谷　正尚

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年二月二十八日定款所定の解散事由の発生により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年七月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十六日

神奈川県相模原市南区古淵二丁目一八番三号山政第一ビル三階

医療法人社団あさや皮膚科

清算人　浅谷　実幸

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年三月二十四日定款所定の解散事由の発生により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年七月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十六日

横浜市港南区港南台七丁目四二番三〇号

サンライズ港南台一階　医療法人貞伸会

清算人　仲　克巳